

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

総務省の推計によると、国の総人口は、令和5年（2023）10月1日現在、1億2,434万人で、そのうち高齢者人口（65歳以上）は3,622万人、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は29.1%となっており、高齢者が4人に1人を上回る人口構成となっています。

本市の総人口（住民基本台帳人口）は、令和5年（2023）10月1日現在、103,302人で、そのうち高齢者人口は38,310人、高齢化率は群馬県や全国の高齢化率を大きく上回る37.1%となっており、高齢者が3人に1人を上回る人口構成となっています。

令和7年（2025）には、いわゆる団塊世代が75歳以上となり、令和22年（2040）には団塊ジュニア世代が65歳以上を迎えることから、今後も高齢化が進むことにより要介護認定率の上昇や介護サービスへの需要は高まることが予測される中、少子化の進行により生産年齢人口は減少していくことが見込まれています。

このような状況の中、国においては、平成12年（2000）に介護保険制度を創設し、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを行ってきました。今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを迎える地域も出てくるなど、人口構成の変化や介護サービスに対するニーズ等は地域によって異なる動向を示すことが予測されています。

令和3年（2021）に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、いわゆる8050問題など、高齢者個人やその世帯を取り巻く生活課題の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりの支援のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、所要の措置を講ずることとされており、具体的な取組内容や目標を定め、優先順位を検討した上で、高齢者福祉施策を推進していくことが求められています。

本市においては、令和3年（2021）3月に策定した「第8期桐生市高齢者保健福祉計画（令和3年度（2021）～令和5年度（2023）。以下「第8期計画」という。）」に基づき、地域包括ケアシステムの確立に向けた基盤強化や、介護保険事業の整備等に計画的に取り組んできましたが、第8期計画における取組の成果や課題の分析では、新型コロナウイルス感染症が高齢者福祉施策に与えた影響を勘案し実施する必要があります。

以上のことを背景に、令和22年（2040）さらにはその先を見据えながら、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の連動、さらには多職種、多機関、多分野の連携のもと、地域包括ケアシステムのさらなる深化及び地域共生社会の実現を目指して、令和6年度（2024）から令和8年度（2026）までの3年間を計画期間とする「第9期桐生市高齢者保健福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

第2節 計画の法的根拠及び位置づけ

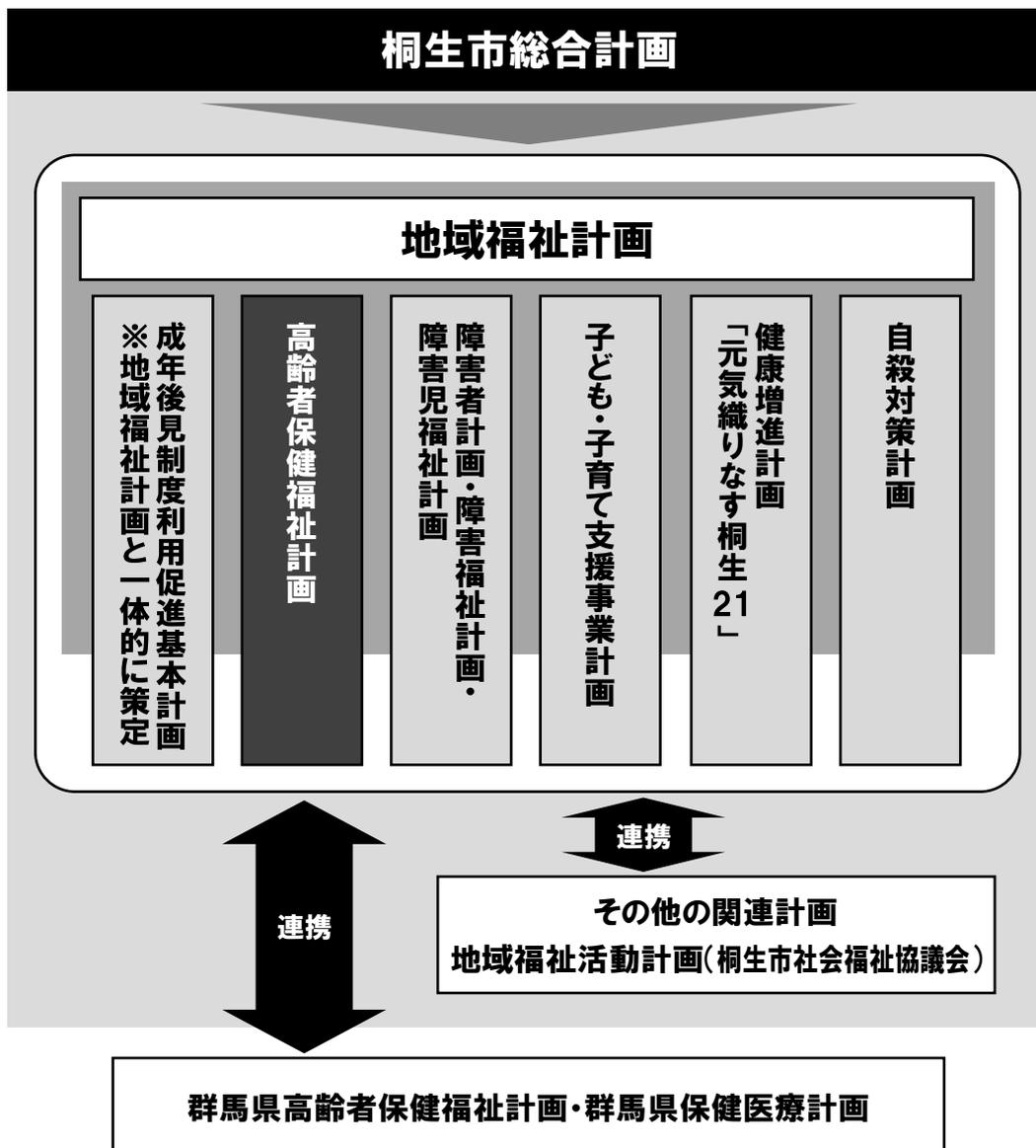
1. 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定したものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の「桐生市総合計画」を最上位計画として整合性を図るとともに、福祉部門の上位計画に「地域福祉計画」を位置づけ、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」などの個別部門計画や群馬県の「群馬県高齢者保健福祉計画」及び「群馬県保健医療計画」との整合性を図り策定しました。

<計画の位置づけ・関連計画>



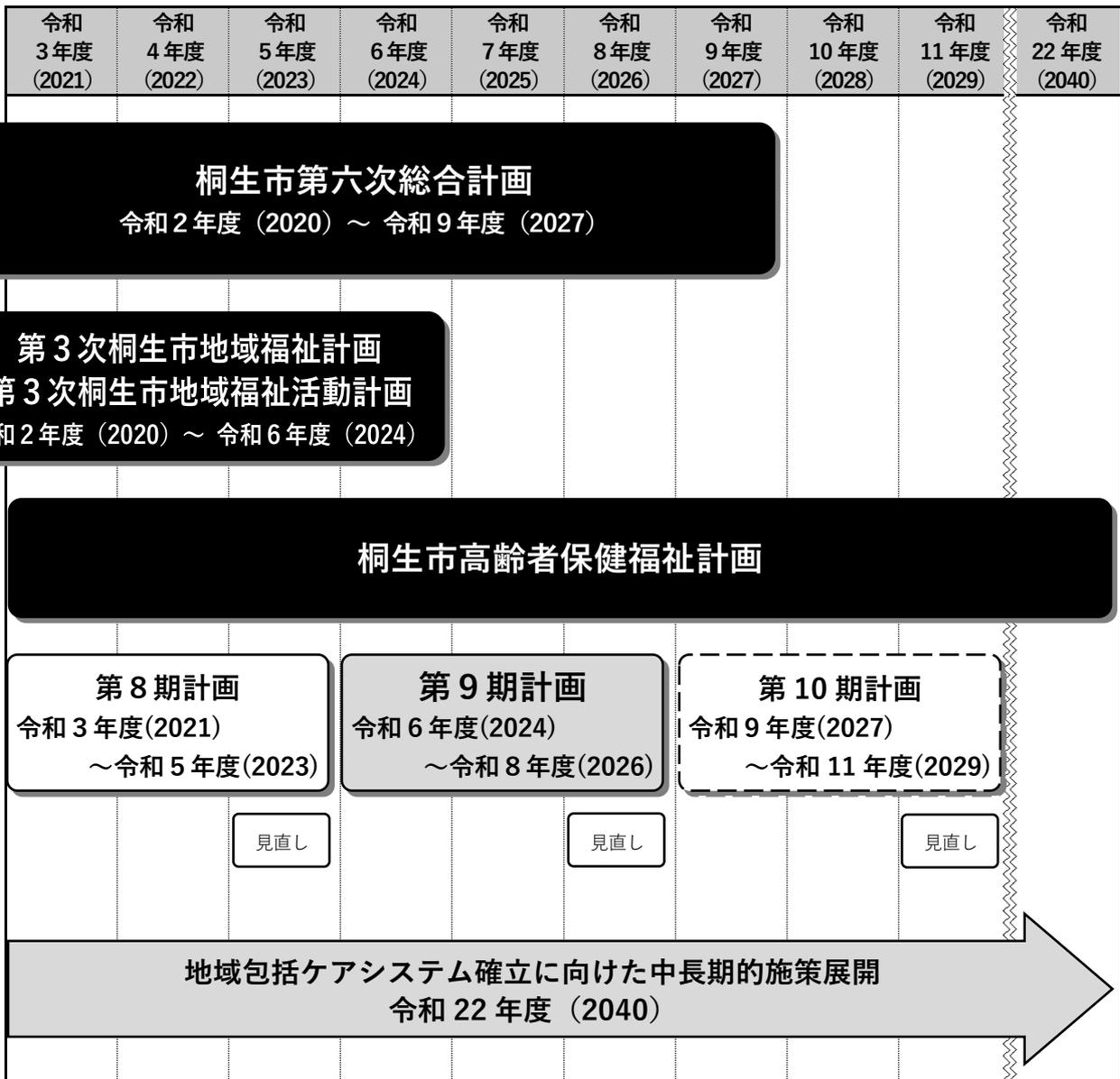
第3節 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024）から令和8年度（2026）までの3年間に計画期間として策定しました。

なお、本計画は、令和22年度（2040）を見据えた中長期的な視点を踏まえた計画として策定しています。

高齢者保健福祉計画は、3年ごとに見直しを行うことになっており、次期計画（第10期計画）は令和8年度（2026）に策定します。

< 計画の期間 >



第4節 計画策定体制

1. 桐生市高齢者施策推進協議会

本計画の策定にあたっては、本市に住む高齢者の実態及びニーズを十分に反映した計画とするために、被保険者の代表、市民団体等の代表、高齢者の保健・医療及び福祉関連の実務経験者などの各層の関係者の参画による「桐生市高齢者施策推進協議会」において、継続的な審議・検討を行いました。

2. 桐生市高齢者等アンケート調査の実施

高齢者の健康状態や生活実態、福祉サービス等の利用状況、さらには介護サービス提供事業所における介護人材の状況やサービス提供体制等について把握し、分析し、その結果に基づいて本計画における諸施策を効果的に推進するために、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」「介護サービス提供事業所アンケート調査」「介護支援専門員アンケート調査」「介護人材実態調査（訪問系）」「介護人材実態調査（施設・通所系）」「在宅生活改善調査」「居所変更実態調査」の8区分の調査を実施しました。

3. 地域包括ケア「見える化」システムによる分析

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県や市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定及び実行を総合的に支援するために、厚生労働省が第7期計画策定時に新たに導入した情報システムで、介護保険事業に関連するさまざまな統計情報や分析ツールがこのシステムの中に一元化されています。本計画の策定にあたっては、このシステムを活用した現状分析に基づいて、本市における課題の抽出や介護サービス見込量等の将来推計を行いました。

4. パブリックコメントの実施

市民や関係者の意見を反映させるため、本計画の計画案について、令和5年（2023）11月28日から令和5年（2023）12月27日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

第5節 第9期計画における主な視点と取組

厚生労働省において、第9期計画で充実を図る主な項目として、以下の点が掲げられています。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者のさまざまな介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資するさまざまな支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進